

新型コロナウイルスおよびワクチン接種関連 不当な差別はやめましょう

新型コロナウイルスワクチンの接種に関連した不当な差別は許されません。

政府は、新型コロナウイルスワクチンの接種を勧めています。接種を受けることは強制ではありません。新型コロナウイルスワクチンの接種に関連する不当な差別はやめましょう。法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルスに関連した差別や偏見を解消するための取り組みを進めています。

コロナ差別にお悩みの方へ～人権相談窓口～

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルスに関する偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、人権相談窓口にご相談ください。

法務省人権相談窓口



「みんなの人権 110 番」
☎ 0570-003-110



「子どもの人権 110 番」
☎ 0120-007-110



QR コードから
ご相談ください。



※この記事は、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/JINKEN/stop_coronasabetsu.html) を加工して作成

問 人権推進課 ☎ 62-0225

宿毛市推奨品認定制度

宿毛市の商業振興を図るため、宿毛市内で生産・製造・加工された「宿毛の優れた商品」を、認定により推奨します。認定を希望される方は、お問い合わせください。

対象商品 宿毛市の特産品であって、次のいずれにも該当するもの

- 生産または製造もしくは加工の工程が市内で行われた食品
- 原則、一般日常生活に関係の深い製品で、常時市販されている
- 他の特許品または登録品の模倣品でない ● 生産、販売等営業に係る関係法令に違反していない

推奨基準

- 品質が優秀であること ● 市場性が十分にあること ● 適正な価格であること
- 他市町村の類似品と比較してそん色がなくまたは優れているものであること
- 郷土色の豊かなものであること

認定時期 随時 ※現在推奨品に認定されている商品は宿毛市ホームページをご覧ください。



宿毛市
ホームページ

問 商工観光課 ☎ 63-1119

宿毛市戦没者追悼式

宿毛市では、先の大戦で亡くなられた多くの犠牲者のご冥福を祈るとともに、平和を祈念するため、「令和3年度宿毛市戦没者追悼式」を行います。参列を希望される方は、各地区遺族会または福祉事務所までお問い合わせください。

日時 11月17日(水) 10時30分～

場所 宿毛文教センター 1階 多目的ホール **申込** 不要

参列される方へ ※今後の感染症拡大状況によっては、さらに見直しを行う可能性があります。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、席の間隔を広く設けます。ご来場の際はマスクの着用、手指消毒、検温および受付での氏名の記入について、ご協力をお願いいたします。
- 当日、発熱等により体調がすぐれない時は、参列を控えるようお願いいたします。

問 福祉事務所 ☎ 63-1114

